

# 令和6年度 入間市 保育施設等申込みの手引き



入間市マスコットキャラクター  
「いるティー」

## 【お問い合わせ先】

入間市役所 こども支援部  
保育幼稚園課 入所担当  
〒358-8511 入間市豊岡 1-16-1  
TEL:04-2964-1111  
(内線 2335~2337)  
FAX:04-2965-0018

## 令和6年度 受付期間

### 1次受付

期間内は保育幼稚園課での受付は行いませんのでご注意ください。

1次受付期間	
R5/10/31(火)・11/1(水)	教育センター会議室
R5/11/2(木) ～ R5/11/6(月)	入間市健康福祉センター 301・302 会議室(3階)

午前の受付は 9:30～11:30

午後の受付は 13:30～15:30

★1次受付会場で申込みをする場合は、事前に  
予約サイトから受付予約が必要です。予約  
方法については、P.13 をご確認ください。

※R5年 10月31日以降にご出産予定の子どもについて  
も、R6年4月のお申込みが可能です。希望施設  
の受入れ可能月齢に注意してください。

※市外の保育施設を希望される場合は、希望する保  
育施設がある自治体へ、締切日や必要書類をご確  
認ください。P.14 を参照ください。

※市外在住で入間市の保育施設を希望される場合は、  
事前に保育幼稚園課へご相談ください。

※郵送での申請も受け付けます。郵送にて申請する  
場合は、保育幼稚園課宛に簡易書留にて送付して  
ください。郵送の場合は、申込み締切日必着になり  
ます。なお、不着等の責任は負いかねます。

### 2次受付

1次受付者の利用調整後において、受入れ人  
数に余裕がある場合のみ、下記期間の受付者  
(2次受付)の利用調整を行います。

2次受付期間	
R5/11/7(火) ～ R5/12/28(木)	期間内の市役所開庁日 8:30～17:15 保育幼稚園課窓口

1次受付の利用調整で施設の受入れ上限に達  
した場合、2次調整は行いません。

### 5月以降の申込み締切日(予定)

令和6年5月以降の利用申込みは、令和6年  
3月12日(火)から受け付けます。

途中入所の締切日		10月	9/10(火)
5月	4/10(水)	11月	10/10(木)
6月	5/10(金)	12月	11/11(月)
7月	6/10(月)	1月	12/10(火)
8月	7/10(水)	2月	1/10(金)
9月	8/13(火)	3月	1/31(金)

# 目 次

利用可能な施設	P1
Ⅰ 特定教育・保育施設等の利用までの流れ	P2
Ⅱ 教育・保育給付認定について	P4
Ⅲ 保育所等について	P8
Ⅳ 保育所等の申込み方法	P9
Ⅴ 広域入所について	P14
Ⅵ 利用調整について	P15
Ⅶ 入所してから	P16
Ⅷ 保育料等について	P18
保育料表	P23
保育料の確認方法	P24
保育施設等一覧	P25
公立保育所統廃合計画について	P28
子育て世帯の皆さまへお知らせ	P29
保育年齢早見表	P31

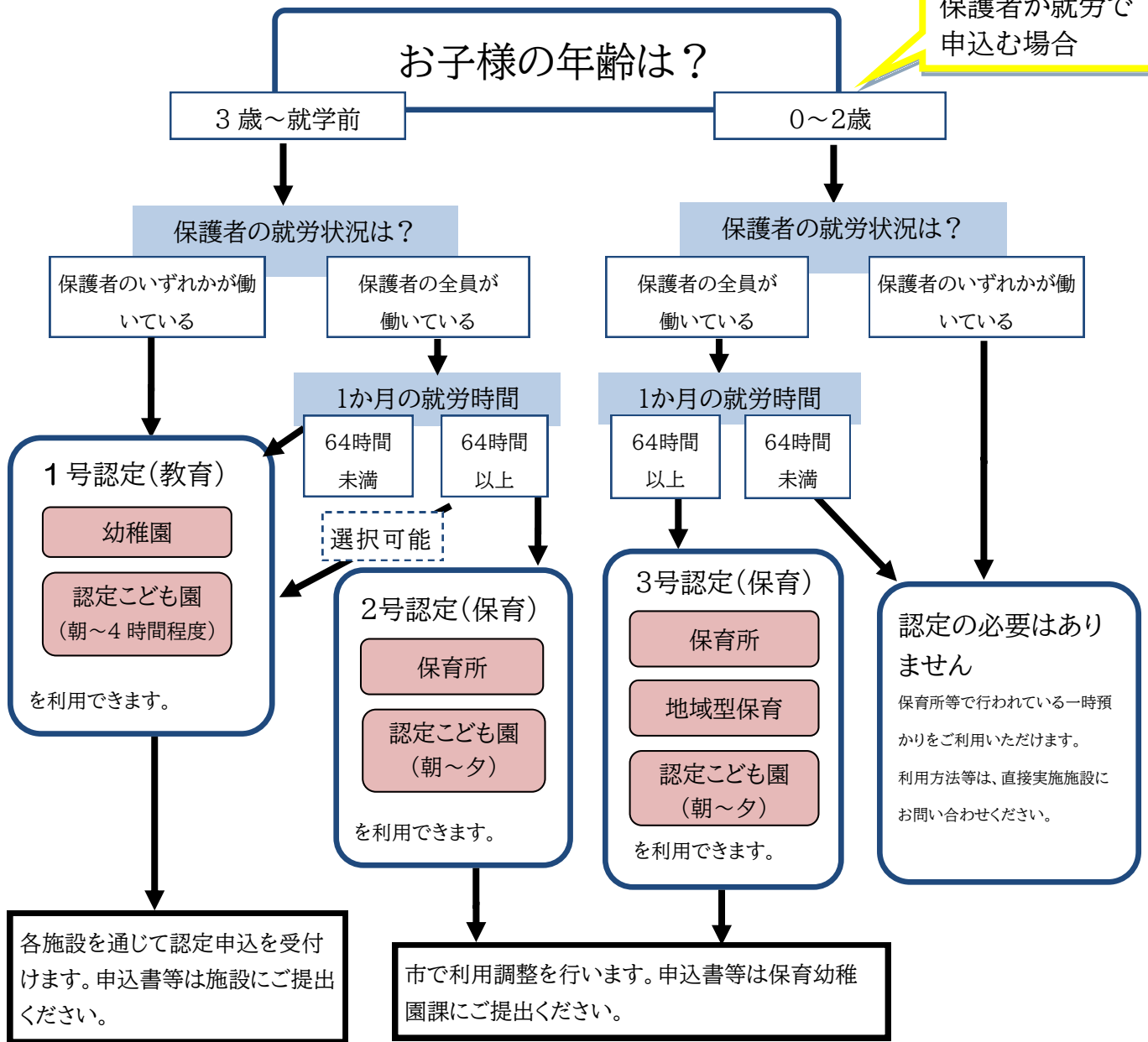


## 「子ども・子育て支援新制度」と教育・保育施設

就学前の子どもの教育・保育を保障するために平成27年4月よりスタートした「子ども・子育て支援新制度」(新制度)では、「給付制度」が設けられました。市内児童が給付対象の施設等を利用した場合、市は、その教育・保育を提供するために必要な経費を給付費として支払います。(給付費には、国・県負担分も含まれています。)給付費は、教育・保育給付認定区分や年齢によって異なりますが、確実に教育・保育に要する費用にあてられるため、保護者への直接給付ではなく、利用施設等へ支払う仕組み(法定代理受領)となっています。

なお、この手引きでは、幼稚園等とは、新制度に移行している幼稚園、認定こども園の幼稚園部分をいいます。  
 保育所等とは、保育所、認定こども園の保育所部分、地域型保育事業をいいます。

保護者が就労で  
 申込み場合



※市内の認定こども園は、おおぎこども園・おおぎ第二こども園の2施設です。他市町村の認定こども園を利用する場合にも、認定申込みが必要です。

※市内の1号認定(教育給付認定)が必要となる幼稚園は、角栄幼稚園のみです。市外の幼稚園については、直接、幼稚園へお問い合わせください。

# I 特定教育・保育施設等の利用までの流れ

保育所(園)、地域型保育、認定こども園(保育所部分)を利用するには次の手続きが必要になります。

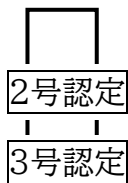
## 保育施設を希望する場合の流れ(2・3号認定が必要な施設)

【保育給付認定の申込み】&【利用希望施設の申込み】  
市へ教育・保育給付認定(変更)申請書兼特定教育・保育施設利用申込書を提出し、同時に申込みを行います。

事前に希望施設へ  
見学等を行ってください。

保育を希望する場合

(0歳～就学前)



審査・保育給付認定  
申込書類等を確認し、保育給付認定(2号・3号認定)を行います。  
認定された場合は、認定証を発行します。

保育所(認定こども園の保育所部分を含む)や地域型保育の利用を希望する場合は、市が利用調整を行います。

利用調整会議(審査)  
保育の必要な事由や家庭状況等に応じた利用調整基準に基づき、申込みされた希望の保育施設等の調整を行います。

利用枠なし

利用調整結果(利用保留)通知  
保育施設等を利用することができません。  
継続して利用調整を希望する場合は、年度末まで同じ内容で審査を行います。  
希望施設を追加・変更する場合は各締切日までに変更申請書を提出してください。

利用枠あり

面接審査の実施  
施設等の利用にあたり、お子様の健康状況等を確認するために、施設で面接を行います。

利用にあたっての説明等で同意できない場合は、入所辞退届を提出してください。  
次回以降に再度、利用調整を行います。

※利用調整結果(利用可)後の辞退は、次回の利用調整において不利になります。事前に見学するなどして保育方針等を確認してください。

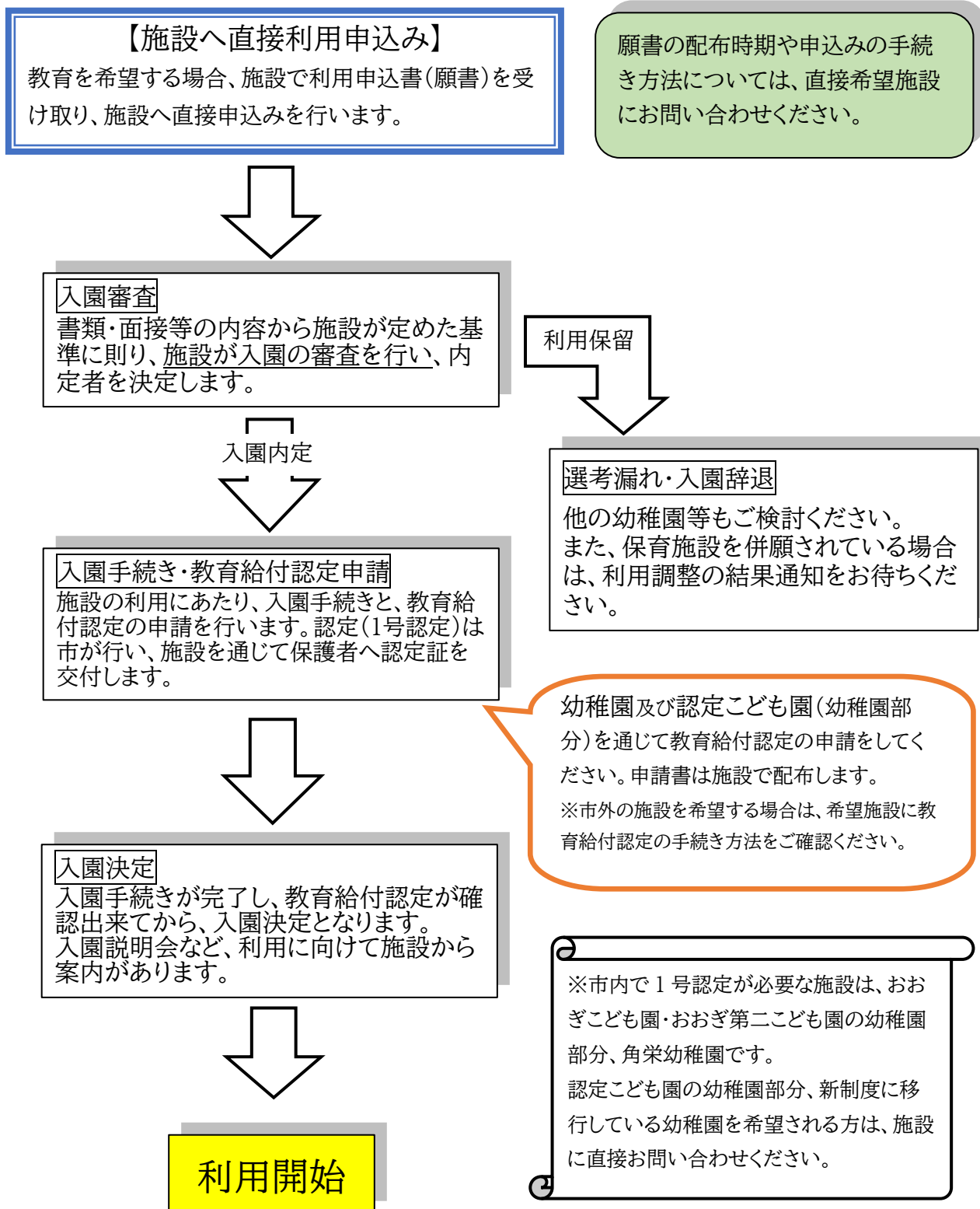
利用調整結果(利用可)通知と利用説明会の実施  
施設等を実際に利用するにあたっての重要な事項について説明を受けます。※施設によっては、面接時に行うこともあります。

利用開始

※地域型保育と認定こども園(保育所部分)を利用する場合は、利用者<sup>と</sup>施設との間で改めて利用契約が必要となります。

認定こども園の幼稚園部分または、新制度に移行している幼稚園を利用する場合は、次の手続きが必要となりますので、各施設へご確認ください。

## 教育施設を希望する場合の流れ(1号認定を必要とする施設)



## Ⅱ教育・保育給付認定について

保育所等の利用を希望する場合には、「保育を必要とする子ども」であることの、認定を受ける必要があります。その他に、給付対象の幼稚園等を利用するためには、1号認定を受ける必要があります。

認定にあたっては、保護者からの申込みを受け、入間市が客観的基準に基づき認定します。

認定区分		年齢	保育の必要性	主な利用施設
1号認定	教育給付認定	3歳以上	なし	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	保育給付認定	3歳以上	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)
3号認定	保育給付認定	3歳未満	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業等

### (1) 保育の必要性の認定

#### ○教育給付認定(1号認定)

3歳以上のお子様で保育の希望がなく、新制度に移行した幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)を利用する場合は、教育給付認定が必要となります。

申請は、原則事業者(入園予定の施設)を通じて行います。

#### ○保育給付認定(2・3号認定)

就学前のお子様で、保育を希望する場合は、「保育給付認定」を受ける必要があります。

保育給付認定を受けるためには、次の事由に保護者のいずれかが該当する必要があります。

保育給付認定を受けた後に、利用調整基準に基づき利用調整を行います。利用調整結果によっては、保育所等の利用ができない場合もあります。

下記の事由によって、保育が必要と認められる場合、保育認定となります。

1	就労	就労によって、家庭保育が困難なため(在宅 work でも可)
2	妊娠・出産	妊娠・出産によって、一時的に家庭保育が困難なため
3	疾病・障害	保護者が病気、負傷、障害によって家庭保育が困難なため
4	介護・看護	同居親族等に病気や障害等があり、常時介護や看護をしていることから、家庭保育が困難なため
5	災害復旧	地震、風水害、火災等の災害の復旧にあたっていることから、家庭保育が困難なため
6	求職活動	求職活動(起業準備を含む)によって、家庭保育が困難なため
7	就学	就学によって、家庭保育が困難なため
8	虐待・DV 社会的擁護	虐待や家庭内暴力(DV)等のおそれがあるなど養育が困難であるため
9	育児休業中	既に保育所等を利用しているお子様で、保護者が新たに育児休業を取得した後も、特別な事情により、その施設での継続保育が必要と認められる場合
10	その他	上記に類する状態で市長が認める場合

## (2) 保育の必要量

保育給付認定(2・3号認定)を受けた場合、認定の事由や状況により、保育の必要量についても認定します。認定された保育の必要量によって、確保される保育時間や保育料が異なります。

- 保育標準時間:1日あたり最長11時間
- 保育短時間:1日あたり最長8時間

※認定された必要量を超えて保育を希望される場合は、時間外保育(延長保育)によって利用可能です。時間外保育(延長保育)の実施状況については、各施設によって異なります。

※時間外保育(延長保育)には時間外保育料(延長保育料)が発生します。

認定された保育の必要量は、保育時間を確保するものであり、日々の保護者の状況等によって、実際の保育を受けられる時間とは異なります。  
各施設が定めた保育時間については、保育施設等一覧(P.25～)で確認してください。(年齢や認定事由等により、記載の内容と異なる場合があります。)

事由	区分	条件等	認定期間
就 労	標準時間	就労時間が月 100 時間以上 希望により短時間を選択可	就学前までの期間
	短時間	月 64 時間以上 100 時間未満	
妊娠・出産	標準時間	原則は標準時間です。	出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は 14 週間前)の属する月の翌月から産後8週が経過した日の翌日の属する月末まで
疾病・障害等/ 介護・看護	標準時間	診断書等に基づき異なります。 症状の程度によって認定します。 原則は短時間です。	治癒(見込)期間
	短時間		
災害復旧	標準時間	1区分のみです。	保育を必要とする期間
求職活動	短時間	1区分のみです。	申請日の翌月1日から最長2か月の期間
就学	標準時間	就学状況等によって異なります。 時間割等で拘束時間によって認定 します。	在籍(予定)期間
	短時間		
虐待・DV 社会的擁護	標準時間	1区分のみです。	保育を必要とする期間
育児休業中	短時間	1区分のみです。	育児休業の対象となるお子様が1歳となる月末まで
市長が必要と 認める場合	標準時間	保護者の状況等に応じ、認定しま す。	保育を必要とする期間
	短時間		

※認定期間内に3歳になる場合は、3歳の誕生日の前々日までが3号認定の期間となります。

※疾病等に該当し、治癒(見込)期間が1年を超える場合は、診断等があった日から最大で1年間とし、現況の確認を行います。

### (3) 認定内容の変更

保育給付認定は、お子様の年齢や保育が必要な状況、家族構成の変更等によって変わります。申込み後に状況等に変更があった時は、必ず保育幼稚園課に届け出てください。

#### (ア) 3歳の年齢到達に伴う認定変更

保育給付認定は、3歳～就学前を2号認定、0～2歳は3号認定となります。そのため、3号認定を受けているお子様が3歳になった場合は、2号認定へ認定変更しなければなりません。この場合、保育の必要性の事由等に変更がないことを確認した後、状況に応じた期間等で、職権にて2号認定に変更しますので、お手続きの必要はありません。

#### 例1) 3号認定(就労)の方のお子様が、3歳に到達した場合

保育が必要な理由	認定区分	認定期間		保育が必要な理由	認定区分	認定期間
就 労	3号認定	3歳の誕生日の前々日まで	⇒	就 労	2号認定	就学前まで

令和2年10月2日生まれのお子様の場合(令和5年10月2日が3歳の誕生日)

認定区分	認定期間		認定区分	認定期間
3号認定	終了日 R5.9.30	⇒	2号認定	開始日 R5.10.1
				終了日 R9.3.31

#### 例2) 3号認定(求職中)の方のお子様が、3歳に到達した場合

保育が必要な理由	認定区分	認定期間		保育が必要な理由	認定区分	認定期間
求職活動	3号認定	3歳の誕生日の前々日まで	⇒	求職活動	2号認定	3号認定の有効期間開始日から2か月後の月末

令和2年10月2日生まれのお子様(令和5年10月2日が3歳の誕生日)

令和5年9月1日から求職活動で認定されている場合

認定区分	認定期間		認定区分	認定期間
3号認定	終了日 R5.9.30	⇒	2号認定	開始日 R5.10.1
				終了日 R5.10.31



(イ)事由の変更に伴う認定変更

※保育の必要量や家族構成等が変更になった場合は、保育料も変更になる場合があります。

① 変更の申込み

保育給付認定を受けた際の申込み事由から変更があった場合や家庭状況に変化があった場合などは、必ず変更申込みをしてください。

例1)求職活動中の方が、就労(月 100 時間以上)した場合

保育が必要な理由	保育必要量	認定期間		保育が必要な理由	保育必要量	認定期間
求職活動	短時間	2か月後の月末	⇒	就労 月 100H 以上	標準時間	就学前まで

例2)就労(月 100 時間未満)の方が、就労時間を延長(月 100 時間以上)した場合

保育が必要な理由	保育必要量	認定期間		保育が必要な理由	保育必要量	認定期間
就労 月 100H 未満	短時間	就学前まで	⇒	就労 月 100H 以上	標準時間	就学前まで

例3)就労(月 100 時間以上)の方が、妊娠・出産した場合(※)

保育が必要な理由	保育必要量	認定期間		保育が必要な理由	保育必要量	認定期間
就労 月 100H 以上	標準時間	就学前まで	⇒	妊娠・出産	標準時間	出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の属する月の翌月から産後8週が経過した日の翌日の属する月末まで

例4)就労で入所した方が、妊娠・出産した後、育児休業を取得した場合(※)

保育が必要な理由	保育必要量	認定期間		保育が必要な理由	保育必要量	認定期間
妊娠・出産	標準時間	出産予定日の8週間前(多胎妊娠の場合は14週間前)の属する月の翌月から産後8週が経過した日の翌日の属する月末まで	⇒	育児休業	短時間	育児休業に係るお子様が1歳になる月末まで

※妊娠・出産の要件で入所された場合、育児休業の要件への切り替えはできません。

産後8週が経過した日の翌日の属する月末(認定期間の終了日)で必ず退所となります。育児休業以外の要件に該当する場合で、継続して保育を希望する場合は、必要書類を揃えたうえで、申込み締切日までに、改めて利用申込みを行ってください。ただし、継続保育が確約されたものではありません。

② 認定変更の適用日

毎月25日までに変更申込みがあったもので認定区分等の変更に関するものは、翌月1日から適用できるかを審査します。申込み内容と証明書等で認定しますので、希望と異なる場合があります。

変更申込日		1日～25日	26日～月末	1日～25日
適用日		最短で翌月1日～	最短で翌々月1日～	最短で翌月1日～
例	変更申込日	10/1～10/25	10/26～10/31	11/1～11/25
	変更日	11月1日～	12月1日～	

### Ⅲ保育所等について

保育所等(保育所及び認定こども園の保育所部分、地域型保育)は、保護者が就労や病気などの理由により、お子様の保育が必要と認められる場合に、保育を行うことを目的とした施設などです。

「保育を必要とする事由」に保護者のいずれもが該当し、保育の必要性の認定を受けた場合のみ、保育施設等の申込みができます。集団生活を経験させたいという理由だけでは、利用できません。

#### (1) 保育所等の種類

種類		施設内容	市内の施設数
保育所		保護者の就労や病気などの理由により、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行います。	24 施設
認定こども園 (保育所部分)		就学前のお子様へ教育と保育を一体的に提供するほか、地域の子育て支援も行います。	2 施設
地域型 保育	家庭的保育事業	3歳未満のお子様を対象に家庭的保育者の居宅等において、家庭的保育者による保育を行います。(定員1人～5人)	R5.10.1 現在、市内に対象の施設・事業者はありません。
	小規模保育事業	3歳未満のお子様を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行います。(定員6人～19人)	7 施設
	事業所内保育事業	会社の保育施設などで、従業員のお子様と地域のお子様と一緒に保育を行います。	R5.10.1 現在、市内に対象の施設・事業者はありません。
	居宅訪問型保育事業	保育が必要と認められる3歳未満のお子様を対象に、お子様の居宅において家庭的保育者が保育を行います。	

#### (2) 保育所等と受入れ可能年齢

保育所等は、法令等によって受入れ可能な年齢が異なります。各施設によって、受入れ可能年齢(月齢)がありますので、詳細は保育施設等一覧(P.25～)でご確認ください。

種類	0歳～2歳	3歳～5歳	備考
保育所	○	○	施設によって受入れ年齢が異なります。また、市内には2歳児クラスまでの施設もあります。
	3号認定	2号認定	
認定こども園 (保育所部分)	○	○	令和5年度よりおおぎ第二保育園が認定こども園に移行しています。
	3号認定	2号認定	
地域型保育	○	△	2歳児クラスの児童は特例で利用が可能です。年度中に3歳になった場合でも年度末まで利用可能です。
	3号認定		

#### (3) 障害児保育やアレルギー対応の実施について

保育所等では、集団生活になじまない等の気になる行動、歩行や言語などの発達の遅れ、心身の障害、疾病等があるお子様に、様々な支援を行いながら、保育を実施しています。また、保育所等は集団給食を実施しているため、食物アレルギーがある場合は、個別の対応が必要となります。

お子様の成長について心配なこと、アレルギー、その他気になることがありましたら、事前に希望施設に入所できるかを確認し、申込み時に必ずその旨をお申し出ください。また、診断書や障害者手帳の写しなど、お子様の状況がわかるものがありましたら、申込み時にご提出ください。

申込書等に、特別な配慮が必要な旨の記載がないまま、利用の開始が決定し、その後、施設等で集団保育の実施や、アレルギー対応が困難であると判断された時は、保育の実施を解除します。

なお、保育所等との面接において、その子に対する職員の増員や施設整備などが、集団保育を行うために必要であると判断された場合、利用調整結果が遅くなることや、利用できないことがあります。

## IV 保育所等の申込み方法

毎年4月入所の申込みは、前年10月の「広報いるま」や市公式HP等でお知らせしています。

### (1) 申込みの準備・見学

- ・申込みをする前に、この手引きや保育施設ガイド等を参考に、入所(園)したい施設の候補を選んでください。
- ・選んだ施設について、保育内容や保育時間、保育料以外にかかる費用(通園バッグや制服、おむつ代など)などの重要事項について、各施設へ見学等を行い、確認してください。見学を行う場合は、事前に施設に連絡し、予約を取ってから、施設の指示に従って行ってください。  
なお、発達の遅れ、アレルギーや障害がある場合は、必ず希望施設に受入れ可能かどうか事前に確認してください。
- ・車での送迎を希望する場合は、車送迎の可否や駐車場の有無等について、事前に施設へ確認してください。
- ・申請書を作成する際は、その時点の状況で、記入漏れのないようにしてください。
- ・利用調整は、申請書に記入のある施設のみ審査を行います。複数の施設を希望する場合は、第一希望から入所を希望する順に記入してください。(より多くの施設を希望したほうが、利用調整の際に、審査をより多く受けられるため、入園できる可能性が高くなります。)
- ・受入れ月齢(年齢)は施設によって異なりますので、ご注意ください。

### (2) 申込みに必要な書類

保護者の状況等によって必要な書類が異なります。保育施設等の申込みに必要な書類は、次のとおりです。

#### ◆全ての方が必要な書類

(1)教育・保育給付認定(変更)申請書兼特定教育・保育施設等利用申込書
(2)特定教育・保育施設等の利用申込に関する確認票
(3)家庭状況調査票①②
(4)健康調査票①②
(5)申込みチェックシート
(6)保育を必要とする証明書(保護者全員分)(P.11 参照)

※(1)～(5)は市の指定様式です。(6)はP.11を参照して下さい。なお、市の指定様式は、入間市ホームページからダウンロードが可能です。

#### ◆該当する方が必要な書類

- ① 市外の保育施設を希望している方(P.14 参照)
  - 転出予定の場合、転出先の住所がわかるもの※(例:土地建物等の売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し、転入に関する誓約書など)
  - その他転出先の市区町村が必要とする書類※  
※詳細は、転出先の市区町村へお問い合わせください。

- ② 転入予定で入間市の保育施設を希望する方(P.14 参照)
- 転入に関する誓約書(入間市指定様式)
  - 建物の売買契約書や賃貸契約書の写し
- ③ 一時預かり事業、認可外保育施設等、職場内託児を常時利用している方
- 一時預かり事業・認可外保育施設・事業(企業)内保育施設 利用証明書\*
- ※週3日以上の利用を常態として、1ヵ月以上の利用実績がある場合、利用調整の際に加点の対象になります。
- ④ 離婚前提の別居での申請の方
- 調停中と分かる書類等(裁判所等の第三者から証明されているものに限る)
- 提出後、離婚が成立した際は、離婚受理証明の写しを提出してください。

⑤ 郵送で申請をする方(マイナンバー確認書類)

教育・保育給付認定(変更)申請書兼保育施設等利用申込書を郵送にて提出する際には、保護者、その配偶者及び申請児童について、マイナンバーの確認や、身元確認が必要となりますので、下記の書類の写しを添付して下さい。

なお、受付会場や保育幼稚園課窓口へ直接提出される場合は、その場で番号等を確認しますので、下記の書類をご持参ください。

■ マイナンバー確認書類(申請書に記載された番号について確認いたします)

- ・マイナンバーカード    ・通知カード    ・個人番号通知書
- ・マイナンバーが記載された住民票の写し又は住民票記載事項証明書

■ 身元確認に必要な書類(いずれか提示)

- ・マイナンバーカード    ・障害者手帳    ・運転免許証
- ・療育手帳    ・パスポート    ・在留カード など

次の書類(顔写真がないもの)の場合には、2点提示が必要です。

- ・健康保険証    ・児童扶養手当証書    ・介護保険被保険者証
- ・特別児童扶養手当証書    ・国民年金手帳

※申込み時に必要なマイナンバーの手続について

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の施行及び子ども子育て支援法施行規則の一部改正に伴い、認可保育施設等を利用する方は、申請手続きの際、保護者(申請者)、保護者の配偶者及び児童の個人番号(マイナンバー)の記載が必要となりました。

※代理人が申請書を提出する場合は、番号確認書類は、保護者(申請者)の方の書類の写しをご提示下さい。また、身元確認に必要な書類は、代理人の方の書類をご提示ください。

※入間市民が市外の保育施設を希望する場合や、市外在住の方が、入間市の保育施設を希望する場合は、

→P.14「V広域入所について」をご覧ください。

この他に申込みの状況等によって必要な書類が追加される場合があります。  
不明な場合は、保育幼稚園課にお問い合わせください。

### (3) 保育を必要とする証明書について

保育を必要とする証明書は、保護者の状況によって異なります。以下の表を参考にご用意ください。また、受付等において状況をお伺いした際に、追加で提出をお願いする場合がありますのでご協力ください。

<重要>

保育を必要とする証明書は、利用調整を公平に行うための書類です。不正に入手したり、虚偽内容で作成したりした場合、法令に基づき処罰される可能性があります。また、その事実が発覚した場合は、保育所等の利用の有無を問わず、申込みを遡って取消します。(保育料等は返還しません。)

保護者の状況		証明となる書類	
就 労	会社勤務(在宅含)	○ 就労証明書 (指)	
	自 営 業	中心者	○ 就労証明書 (指) ○ 自営業の確認書類(確定申告書、市区町村民税申告書、営業許可書、商業登記簿謄本、委託契約書、開業届)の写しなど、自営業であることが分かる書類をご提出ください。 ※会社が法人格の場合は、給与支払者からの証明を受けてください。 ○ 勤務実績申告書 (指)
		協力者 親族経営	○ 就労証明書 (指) ○ 給与明細(過去3か月分)もしくは源泉徴収票の写し(最新のもの) ○ 勤務実績申告書 (指)
	自営手伝い (無給)	○ 就労証明書 (指) ○ 勤務実績申告書 (指)	
	内職	○ 就労証明書 (指) ○ 勤務実績申告書 (指)	
妊娠・出産(予定)		○ 母子健康手帳の母の氏名及び分娩予定日の記載ページの写し	
保護者の疾病・障害		○ 診断書 (指)	
同居親族等の介護・看護		○ 診断書 (指)	
就 学		○ 在学証明書(入学前の場合は、合格通知) ○ 時間割等スケジュールがわかるもの	
求職・起業		○ 求職活動に関する申立書 (指) ● 求職活動の事実がわかる書類	
災 害		○ 罹災証明書	
DV・虐待のおそれがあること 社会的擁護		● 児童相談所等による保護の状況がわかるもの	

○は必ず提出するものです。

●は、ご用意できる場合のみご提出ください。

(指)は指定用紙があります。指定以外の用紙でのご提出があった場合、利用調整において適切な指数をつけられない場合があります。

#### (4) 申請書の提出

- ・利用開始希望月の申込み締切日までに、入所申込みされるお子様ごとに、必要な書類を全て揃えたうえで、市役所保育幼稚園課にご提出ください。
- ・締切日までに、申込みに必要な全ての書類の提出がない場合、その月の利用調整は保留となります。余裕をもって準備・申込みしてください。
- ・受付は保育幼稚園課の窓口です(4月入所(園)については、表紙及びP.13を参照してください)。地区センター等での受付は行っていません。
- ・郵送で申込みされる場合は、保育幼稚園課宛に簡易書留にて送付してください。郵送の場合、締切日必着です。不着等の責任は負いかねます。締切日については、表紙でご確認ください。なお、郵送のお申込みで不備や不足等があった場合、連絡が遅れる場合がありますが、締切日までに提出された内容で入所審査を行います。その際の責任は負いかねますので、ご承知おきください。
- ・マイナンバーカードを用いてマイナポータルの子育てワンストップサービスから、入力・申請することもできます。(証明書類等はオンラインでの提出が出来ないため、別途、締切日までに保育幼稚園課に提出する必要があります。)
- ・申請の内容(世帯状況や住所の変更、希望施設の追加・変更、保育の必要性の事由の変更等)に変更がある場合につきましては、締切日までに各変更申請書と必要な証明書類を保育幼稚園課に提出してください。なお、各変更申請書は、保育幼稚園課の窓口で記入するか、入間市ホームページからダウンロードして、記入したものを提出してください。
- ・申請の内容について、虚偽等の不正があった場合は、法令に基づき処罰の対象となる場合があります。
- ・育児休業から復帰予定で申込みの方が、入所(園)時に提出された、就労証明書に記載の就労先に復帰しなかった場合、入所(園)が取消し、もしくは既に入所(園)している場合は退所(園)になる場合があります。
- ・転出や保育の必要が無くなった場合は、速やかに保育幼稚園課で申込みの取下げの手続きを行ってください。面接審査の案内や入所(園)が決定した後に申込みの取下げを行った場合、次回以降の利用調整の際に減点の対象になる場合があります。

◎市外の保育所等を希望する場合は、「V広域入所について」(P.14)をお読みください。

## (5) 4月入所一次受付について

### ●令和6年4月入所申込みの一次受付会場での申込みは、事前に予約が必要です。

- ・4月入所申込みの一次受付期間に、受付会場で申込みをする場合は、下記申請サイトから予約が必要になります。(URL か QR コードを読み取って申請してください。)
- ・予約の開始は、令和5年10月10日(火)9:00からです。(この時間以降に予約サイトの入力フォームが公開されます。)
- ・予約受付の終了は、各受付日の前日の17:00までです。  
→(例)11月3日の予約をしたい場合は、11月2日17:00まで)
- ・予約サイトでは、受付日時を予約いただきます。各申込み時間は、15分単位で区切られています。  
→(例) 9:30~9:45、14:15~14:30 など  
また、各申込み時間には予約数が決まっています。受付上限に達した場合は、その時間は予約できませんので、別の日時をご検討ください。
- ・来場時に確認をしますので、入力内容を保存しておいてください。
- ・予約方法についてのお問い合わせは、保育幼稚園課までご連絡ください。

- ・申請サイト：[https://www.city.iruma.saitama.jp/gyosei\\_joho/koho/koho/5496.html](https://www.city.iruma.saitama.jp/gyosei_joho/koho/koho/5496.html) QRコード：
- ・予約フォームまでの操作手順は以下のとおりです。  
「メニューをひらく/とじる」>「子育て」>「予約フォーム」



### 1 次受付会場のご案内

#### ○会場設備・ルール等について

- ・予約時間の5分前までに、ご来場ください。  
※会場の混雑状況により、すぐに入場できない場合がございますので、ご了承ください。
- ・入場後に番号整理券が渡され、その番号順に受付を行います。

#### ○来場者の皆さまへのお願い

- ・受付会場の外(ロビー・廊下等)で待つことはお控えください。
- ・入場できるのは原則1名です。お子様を連れてのご来場は、可能な限りお控えくださいますようお願いいたします。  
※キッズスペース・ベビーカー置き場の設置等はありません。
- ・入場制限の実施及び受付時間が15分であることから、申請書等は記入漏れがないようお願いいたします。また、質問等については、事前に保育幼稚園課にお問い合わせください。

#### ※ 発熱、咳やのどの痛み、倦怠感などの自覚症状がある場合は、来場をご遠慮ください。

上記の理由等により、当日キャンセルされる方は、平日は保育幼稚園課へ、11月3日、4日、5日は、健康福祉センターへ受付時間内にご連絡ください。  
健康福祉センターの電話番号は04-2966-5511です。

- ※ 予約いただいた方のみ事前にご相談がある場合は受付期間を過ぎても1次受付として受付できる場合もございます。

# V 広域入所について

## (1) 市外の保育所等を希望する場合

入間市民が、市外の保育所等を希望される場合、申込みを入間市役所保育幼稚園課で受付けた後、保育所等が所在する市区町村の保育担当課へ郵送します。

郵送するための書類作成に時間を要しますので、希望施設が所在している市区町村の締切日の1週間前には申込みをしてください。

ただし、市区町村によっては一定の申込み制限があり、申込み方法や締切日や必要書類が異なる場合がありますので、必ず希望する市区町村に申込みに関する必要事項をご確認のうえ、お申込みください。

なお、他市区町村の保育所等の利用調整には、入間市は関与いたしません。結果が入間市へ通知された後、保護者へ入間市より通知します。

次の点は必ず事前に確認してください。

- ・ 受付要件（転入予定や、その市区町村での就労要件等）
- ・ 申込み締切日
- ・ 申込みに必要な書類、書式

### ≪申込み中に転出した場合≫

利用申込中に入間市から転出した場合、申込みは取下げとなります。

転出後、引き続き保育を希望する場合は、転出先の市区町村で新たに申込みをしてください。

## (2) 市外の方が入間市の保育所を希望する場合

現在お住まいの市区町村の保育担当課を通じて申込みください。

市外の方の受付要件は、次の2点です。

- ① 入間市内に転入予定であること（入所月の前月末までに転入予定の場合のみ）
- ② 入間市内に勤務地を有すること

申込みに必要な書類は、次のとおりです。

- ① お住まいの市区町村の保育所等の申込書類一式（転入予定の場合や入間市の施設のみを希望する場合は、入間市の申込書類をご使用ください）
- ② 転入予定の場合のみ：転入に関する誓約書、転入することがわかる書類  
（例：土地建物等の売買契約書の写し、賃貸契約書の写しなど）

お住まいの市区町村に提出された申込書は、入間市へ郵送されます。入間市の締切日までに届くよう、締切の数日前には手続きしてください。なお、転入予定の場合は、転入後に入間市役所保育幼稚園課での再申込みが必要です。期日までに転入の上、必ず手続きをしてください。

## (3) 入間市民が入間市内の保育所等を利用中に転出した場合

入間市役所保育幼稚園課に保育利用解除申請書を提出してください。

転出後も、引き続き入間市の保育所等で保育を希望される場合は、転出先の市区町村で、再度、申込みが必要です。

引き続き、入間市内の保育所等で、保育が実施できる要件は、(2)と同様です。

ただし、年度途中で転出する場合で、保育の継続が必要な場合は、例外的に(2)の要件がない場合でも、年度末までは利用が可能です。



## VI利用調整について

### (1) 利用調整(審査)

各保育所等の利用定員に対して、申込みが多数の場合、申込み締切日の翌日から利用調整会議を行います。

利用調整会議は、保育の必要な事由や家庭状況等に応じ、客観的に判断するための利用調整基準表に基づき、算出された指数の高い方から優先的に調整を行います。

利用調整指数とは、申込書類等の内容をもとに保育を必要とする程度を指数化したものです。利用調整基準表は入間市ホームページや保育幼稚園課で確認できます。

会議の結果、希望の保育所等に入れないときは、入所保留となります。

会議が終わるまで、利用の可否はお答えできません。また、保育所等では、利用の可否についてお答えできませんので、ご了承ください。

※保育所等では、利用定員は把握していますが、どなたが利用できるかの決定はできません。利用定員を満たしていない場合も、既に利用しているお子様の状況や職員の配置状況によっては受入れができない場合があります。

### (2) 結果の連絡(利用調整結果の通知)

※年度途中(5月以降)の場合のご案内です。4月申込みは受付時にご案内します。

#### (ア)利用可の場合

- ① 毎月15日頃に電話等で受入れ枠がある保育所等について連絡します。
- ② 20日頃までに、その保育所等でお子様の健康状況等の確認のため、面接を行います。面接日程は、保育所等と保護者で調整してください。
- ③ 面接が終了し、受入れが可能と判断された場合、保育所等で利用にあたっての説明会を行ったうえ、市から利用調整結果(利用可)通知を送付します。
- ④ 翌月の1日から利用できますが、慣らし保育がありますので、利用開始日や保育時間等についての詳細は保育所等にご確認ください。

注意:認定こども園・地域型保育については、利用開始にあたって事業者と契約を結ぶ必要があります。

#### (イ)利用保留の場合

- ① 毎月20日以降に利用調整結果(利用保留)通知を送付します。通知は基本的には1度のみの発送です
- ② 申込みの有効期限は最長で令和7年3月末までです。利用申込みに関する確認表や保育給付認定期間に応じて、継続して利用調整を行います。年度中は、同じ申込書で調整を行います。取下げや申込みの有効期限が経過した場合は、再度申込みが必要です。
- ③ 記載内容に変更があった時や保育が必要な事由に変更があった時は、利用調整指数に影響する可能性がありますので、必ず届け出てください。

★令和7年4月(翌年度)以降も引き続き保育所等の利用を希望する場合は、再度申込みが必要です。(翌年度の申込み期間等については、「広報いるま」などでお知らせします。)

★保育の必要がなくなった場合や、保育所等の利用を希望しない場合は、申込取下書を提出してください。

## VII 入所してから

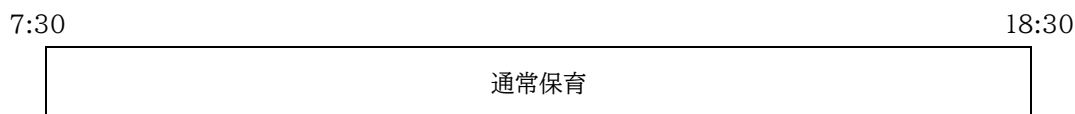
送迎時の決まり事や施設の利用方法などは施設において様々です。各施設長の指示に従い利用してください。

### (1) 保育時間について

- 保育施設等一覧表をご覧ください。一覧表の開所時間には延長時間も含まれています。保育時間の延長を希望する方は、利用が決定した保育所等に申し出てください。  
※記載の内容と実際の保育時間が異なる場合がありますので、事前に施設にご確認ください。
- 新規入所や転園など新たな保育所等を利用する場合は、お子様が環境の変化や集団生活に対応するために、慣らし保育があります。  
慣らし保育の期間は、保育時間が短縮されます。年齢やお子様の状況によって、その期間は異なりますので、施設にご確認ください。
- 保育給付認定における保育必要量は、1日利用できる最大時間を確保したものです。実際の保育を行う時間は、日々の保護者の状況等から施設が判断します。
- 保育の必要がない場合(定休日や早く終業した時間など)は、家庭での保育が原則となります。しかし、施設ではお子様の発達や集団生活を重視し、保育の必要がない日においても保育を行うことがあります。その際は、各施設長の指示に従い、施設を利用してください。

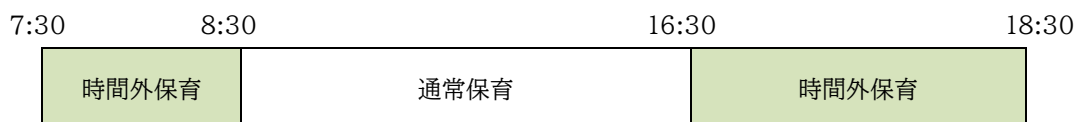
#### ≪ 公立保育所の場合 ≫

##### ① 標準時間(11時間)認定の方



※通常保育(11時間)以外の部分は保育を行いません。

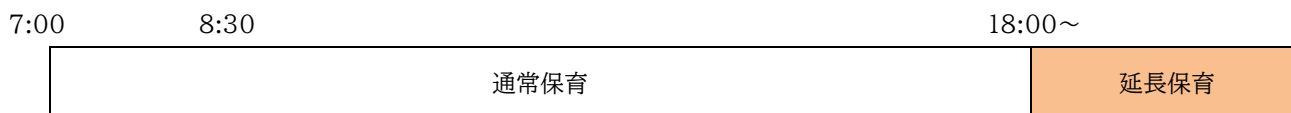
##### ② 保育短時間(8時間)認定の方



※保育短時間認定の場合、通常保育(8時間)以外の部分に時間外保育料が発生します。

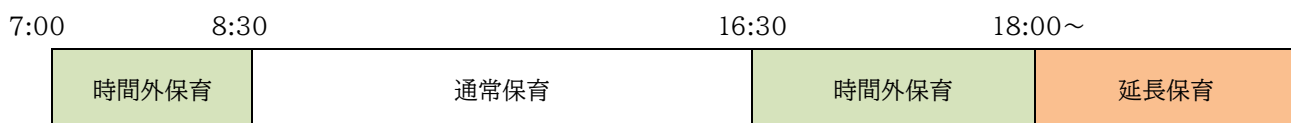
#### ≪ 7時に開所する保育所の場合 ≫

##### ③ 保育標準時間(11時間)認定の方



※保育標準時間認定の場合、通常保育(11時間)以外の部分に延長保育料が発生します。

##### ④ 保育短時間(8時間)認定の方



※保育短時間認定の場合、通常保育(8時間)以外の時間外保育料と延長保育料が発生します。

※ 市内の保育所等では平日の保育短時間を 8 時 30 分～16 時 30 分に統一しています。

## (2) 届出や変更等の申請について

### (ア) 育児休業から復職予定で申込みの方

保育所等に新規に入所した場合、入所月の翌月 10 日までに復職することを条件に調整を行います。復職後 14 日以内に育児休業等復帰証明書をご提出ください。  
期日までに復職しない場合は、保育の実施を解除します。

### (イ) 育児休業を取得する方

既に保育所等を利用しているお子様がおり、出産等に伴い育児休業を取得される場合は、育児休業取得証明書をご提出ください。既に保育所等を利用しているお子様の認定期間が、育児休業に係るお子様が 1 歳の誕生日の属する月末までに変更となります。  
なお、既に保育所等を利用しているお子様に係る育児休業の場合は、保育を必要とする理由がなくなるため保育の実施を解除します。

### (ウ) 求職活動で申込みの方

求職活動の認定期間は2か月となります。利用調整を継続して希望する場合、認定期間である2か月の間に再度、求職活動の申立書を提出してください。提出がない場合、その後の利用調整は行われません。

### (エ) 保育が必要な事由に関する変更

退職や転職、勤務時間の変更、出産、介護・看護の終了や病気の治癒等によって保育を必要とする事由や保育の必要量に変更があった場合は、変更申請をしてください。  
引き続き保育を必要とする場合は、その事実が確認できる証明書を添付してください。

### (オ) 転園を希望する方

転園を希望する場合、保育施設等利用変更申込書を提出してください。締切日は毎月 10 日までです。(休日の場合は翌開庁日)  
締切日までに申請のあった新規の方と一緒に利用調整(審査)を行います。

### (カ) その他の変更

その他に住所変更、家庭状況の変更などがあった場合、変更申請をしてください。  
また、保育の必要性が無くなった場合も、速やかに保育利用解除申請書を提出してください。

教育・保育給付認定の変更に関わる場合、毎月 25 日までの申請で、最短翌月の認定変更をしますので、申請期限にはご注意ください。

## VIII 保育料等について

保育所等で行われる教育や保育に必要な費用は、国、県及び市の負担金並びに保護者の負担する保育料によってまかなわれています。児童福祉法及び子ども・子育て支援法の規定により、所得や保育給付認定区分、お子様の年齢に応じて決定した額を保育料として負担していただくことになっています。

※令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」によって、3歳児クラス以上のお子様の保育料は無料となりました。これに伴い、従来は保育料に含まれていた副食費の実費徴収が発生いたしますのでご注意ください。詳しくはP.21 下部をご参照ください。

### (1) 保育料の決定について

保育料の決定は、原則として年2回行います(4～8月分と9月～翌3月分)。また、認定区分や世帯状況が変わった場合などは、その都度変更決定を行います。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度の市民税額に基づき算定					当年度の市民税額に基づき算定						
(令和6年度の場合)											
令和6年4月～令和6年8月分の保育料…令和5年度の市民税額で算定											
令和6年9月～令和7年3月分の保育料…令和6年度の市民税額で算定											

#### 《保育料の算定基準について》

- 保護者の合算した市民税額により保育料の階層を決定し、保育の必要量(保育標準時間・保育短時間)によって保育料が決まります。
- 4月分から8月分の保育料については前年度の市民税額、9月から3月までは当年度の市民税額に基づき保育料を算定します。  
※税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除等)については、算定に含まれません。
- 4月1日時点の年齢が、その年度の「お子様のクラス年齢」です。年度の途中で誕生日が来ても保育料は変わりません。  
例:2歳から3歳になるお子様⇒年度中は2歳児クラスのため保育料が発生
- 保護者の所得金額がそれぞれ48万円以下の場合で、他に家計の主宰者(主に生計を維持する者)がいる場合には、その方を含めて算定します。世帯分離をしていても、同居の場合は同様です。
- 婚姻関係にない同居の方がいる場合は、事実婚とみなし、保護者と同様に算定を行います。
- 保護者が別居している場合でも、お子様と同居していない方を含めた市民税額で算定します。
- 離婚調停など、法的な手続きをしている場合は、ひとり親家庭と同様に算定できることがありますのでご相談ください。
- 結婚・離婚(離婚調停中)・同居の開始及び終了等家庭状況に変更があった場合は、保育料等が変更になることがありますので必ず保育幼稚園課までお申し出ください。

(2) 保育料の決定に必要な資料について

0歳児から2歳児の保育料を決定するためには、保育料算定対象者(父母等)の市民税の課税状況を確認する必要があります。

【原則、課税(非課税)証明書の提出が必要なくなりました】

マイナンバーを利用した番号連携の運用開始に伴い、他自治体の課税情報をデータで照会することが可能となったため、従来必要であった課税(非課税)証明書の提出が必要無くなりました。ただし、番号連携照会結果だけでは正確な保育料が算定できない場合があります(税の未申告等)。確認が必要である場合には、以下の表のとおり課税(非課税)証明書の提出をお願いしますので、ご了承ください。

照会結果で保育料が算定できない場合は、課税(非課税)証明書の提出を依頼いたします。			課税資料の提出が必要となる保育料の月(令和6年度)	
			令和6年4月分～令和6年8月分 (令和5年度の市民税額より算定)	令和6年9月分～令和7年3月分 (令和6年度の市民税額より算定)
していた自治体 居住(住民登録)	令和5年 1月1日 現在	入間市	提出不要	-
		入間市外	令和5年度 課税(非課税)証明書	-
	令和6年 1月1日 現在	入間市	-	提出不要
		入間市外	-	令和6年度 課税(非課税)証明書

- ・市内在住で市民税が未申告の方は、申告を済ませていただき、課税(非課税)証明書をご提出いただく必要があります。
- ・収入が無い又は少ないために確定申告の義務がない方であっても、会社が給与支払報告をしていない場合や、どなたの扶養にも入られていないなどの場合は市民税額の把握ができないため、市民税の申告が必要です。
- ・海外赴任中及び以前海外にお住まい等で課税額の確認ができない方については、別途提出していただく書類がありますので、お申し出ください。

課税(非課税)証明書の発行と提出について

当時住民登録のあった自治体で発行します。手続き等につきましては、該当する自治体の税務担当課にお問い合わせください。提出は保育幼稚園課をお願いします。

未申告により課税状況の把握ができない方については、利用調整において不利になる他、保育料を最高階層で仮決定することがあります。

- (3) 多子世帯及びひとり親世帯等に対する保育料の減額・免除について  
世帯の年収が約360万円未満相当かどうかにより、保育料の減額・免除の制度が異なります。  
年収が約360万円未満相当かどうかの確認方法は、下記のとおりです。

◆年収約360万円未満相当の世帯とは

年収約360万円未満の多子世帯及びひとり親世帯等(母子・父子家庭及び同一世帯に在宅障害児(者)がいる世帯)の方です。実際の収入ではなく、保育料を計算する際の世帯の市民税所得割合算額が以下の表に該当するかで算定します。

教育・保育認定及び世帯状況	市民税所得割合算額	対象階層(P25 参照)
1号認定	77,101 円未満	C1～B2 階層
2・3号認定(ひとり親世帯等)	77,101 円未満	C1～C6 階層の一部
2・3号認定(ひとり親世帯等以外)	57,700 円未満	C1～C4 階層の一部

1. 年収約360万円未満相当の世帯<sup>以外</sup>の場合

(ア)同一世帯に<sup>施設</sup>を利用している未就学児のお子様が2人以上いる場合

未就学児で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数え、以下の①及び②の<sup>施設</sup>を利用するお子様が第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。

<sup>施設</sup>…①保育所・地域型保育・認定こども園・新制度に移行した幼稚園

②新制度未移行幼稚園・特別支援学校幼稚部・児童心理治療施設・児童発達支援・医療型児童発達支援

※②の施設については利用していることがわかる証明書(在園証明書等)をご提出ください。

(イ)同一世帯に3人以上の兄弟姉妹で、0～2歳の第3子以降のお子様がいる場合

同一世帯で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数え、①の<sup>施設</sup>を利用する0～2歳の第3子以降のお子様の保育料が無料になります。(保育所に通所している場合は減免申請書。認定こども園や地域型保育事業は助成申請書の提出が必要です。)

※保育所に入所または待機していて、年度当初保育給付認定(3号認定)を受けている場合には、年度の途中で3歳に達したお子様も、その年度の終わりまで無料となります。

※別居していても仕送り等により生計を一にしていると認められる場合は、同一世帯と見なすことができます。

※(ア)の場合に該当し半額となる子どもで、さらに(イ)に該当する場合は無料となります。

※埼玉県の補助事業であるため、今後廃止や縮小される可能性があります。

【世帯例1】

同一世帯			
第1子	5歳児	幼稚園	無償化
第2子	2歳児	保育所	半額 (ア)
第3子	1歳児	小規模保育施設	無料 (ア)

◆第1子は無償化で無料、(ア)に該当する第2子が半額、第3子が無料。

【世帯例2】

同一世帯			
第1子	大学生(別居・仕送りで生活)	—	—
第2子	3歳児	認定こども園(保育認定)	無償化
第3子	2歳児	保育所	無料 (イ)

◆第2子は未就学児の中で1人目と数えるが、3歳児以上なので無償化。

◆第3子は(イ)に該当し、無料。

## 2. 年収約360万円未満相当の世帯の場合

### (ウ)ひとり親世帯等<sup>(注I)</sup>の場合

市民税所得割額が77,101円未満で、ひとり親世帯等の場合は、保育料が無料になります。

ただし、保護者の所得金額が48万円以下で、同居の祖父母など他に家計の主宰者がいる場合、その方の市民税所得割額を含み保育料が算定されます。(P.18 参照)

なお、家計の主宰者を合算しても市民税所得割額が77,101円未満であれば無料となります。

### (エ)上記(ウ)以外の場合で、生計を一にするお子様<sup>(注II)</sup>が2人以上いる場合

生計を一にするお子様で最も年齢の高いお子様を第1子、その下のお子様を第2子と数え、

①の施設を利用するお子様が第2子であれば半額、第3子以降は無料となります。

なお、多子として認定するお子様に年齢制限はありません。

#### 【例】

生計を一にする者			
第1子	小学生	—	—
第2子	2歳児	保育所	半額 (エ)
第3子	1歳児	小規模 保育施設	無料 (エ)

◆第1子の年齢に関わらず、第2子は半額、第3子は無料となります。

#### (注)

I：ひとり親世帯等とは、ひとり親の世帯や、保護者と同一世帯に在宅障害児(者)(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者のうち、在宅している者)がいる世帯等をいいます。

II：生計を一にするお子様とは、保護者と生計を一にしており、①保護者に監護されるもの、②保護者に監護されていたもの、③保護者又はその配偶者の直系卑属の方をいいます。

### (4) 3歳児以上の給食費の支払いについて

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3歳児クラス以上は副食費の支払いが必要となりました。ただし、世帯の年収が360万円未満相当の世帯と、前ページの(ア)に該当する第3子以降のお子様(教育施設に通っている場合は、同一世帯で小学校3年生以下及び未就学児で施設等を利用しているお子様でカウントした第3子以降のお子様)については、副食費が無料となる場合があります。なお、主食費についてはこれまでどおり支払いをお願いいたします。各施設における取扱いは以下のとおりです。

施設種別	取扱い内容
市内公立保育所	給食費(副食費・主食費)を入間市へお支払いください。
私立保育園 認定こども園 市外公立保育所	給食費として各施設等が定めた金額をお支払いください。 支払い方法は各施設等にご確認ください。

※施設や自治体によって、支払いの方法や金額が異なる場合があります。

詳しくは各施設または、公立の場合は各市区町村の保育担当課にお問い合わせください。

## (5) 保育料の納付について

### ① 入間市内の公立・私立保育所または入間市外の私立保育所を利用する場合

保育料の納付は、口座振替にてお支払いただきます。利用調整結果通知後、速やかに指定の金融機関の窓口で口座振替の手続きを行っていただくようお願いいたします。

口座振替依頼書は保育料決定通知に同封するほか、保育幼稚園課で配布しています。

(※口座振替によるお支払いが出来ない場合は、理由の申し出が必要です)

(1) 埼玉りそな銀行・りそな銀行・武蔵野銀行・東和銀行・埼玉縣信用金庫・飯能信用金庫 西武信用金庫・青梅信用金庫・中央労働金庫・いるま野農協 の各本支店
(2) みずほ銀行・ゆうちょ銀行・三菱UFJ銀行・三井住友銀行

振替は、原則毎月末日(金融機関が休業日の場合は、その翌営業日)に行います。

下記一覧をご参照ください。

月分	振替日	月分	振替日
4	令和6年 4月30日	10	令和6年 10月31日
5	令和6年 5月31日	11	令和6年 12月 2日
6	令和6年 7月 1日	12	令和6年 12月25日
7	令和6年 7月31日	1	令和7年 1月31日
8	令和6年 9月 2日	2	令和7年 2月28日
9	令和6年 9月30日	3	令和7年 3月31日

- ゆうちょ銀行をご利用の方については、「自動払込利用申込書」に記入し、郵便局にご提出ください。(「自動払込利用申込書」は郵便局や保育幼稚園課で配布しています。)
- ご依頼から手続きが完了するまでに数日～数週間かかることがあります。希望振替開始月に間に合わないこともありますのでご了承ください。
- 口座振替依頼の手続きが間に合わなかった方及び口座の引落ができなかった方については納付通知書を送付しますので、上記一覧(1)の金融機関へお持ちいただき、お支払いをお願いします。(みずほ銀行、ゆうちょ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行及びコンビニエンスストアではご利用になれません。)

### ② 幼稚園・認定こども園・地域型保育事業を利用する場合

保育料は、各施設に直接お支払いください。支払方法に関しては、各施設からの案内に従ってください。

### ③ 入間市外の公立保育所を利用する場合

保育料は、原則として利用している施設の所在する市町村に納付していただきます。支払方法に関しては、各市町村からの案内に従ってください。

### !!!! 保育料の滞納について!!!!

- ◎保育料の納付は、保育所(園)を利用する保護者の義務となるものです。必ず納めていただくようお願いいたします。
- ◎保育料を直ちに納付できない事情がある場合には、保育幼稚園課へご相談ください。
- ◎正当な理由なく保育料の滞納が続く場合は、退所をご検討いただきます。また、本人及び兄弟姉妹の保育施設・学童保育室への新規入所(室)及び継続審査の際に減点または要件不足になります。
- ◎保育料を期日までに納めていただけない場合、一定の期間を過ぎますと書面にて督促いたします。さらに、督促状記載の納期限までに納めていただけない場合は、滞納処分を行うことがあります。
- ◎保育料を滞納されている方には、事前の予告なく職員がご自宅や送迎時にお伺いすることがあります。



# 保 育 料 表

## 【2歳児クラスまで】

階層区分		保育料月額(円)		
		0歳児～2歳児クラス		
		標準時間	短時間	
A	生活保護法による被保護世帯等	0		
B	Aを除く、市町村民税非課税世帯	0		
C1	A及びBを除く、市民税所得割非課税世帯	7,400	7,200	
C2	Aを除く、市民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	1円以上 10,000円未満	8,000	7,800
C3		48,600円未満	8,900	8,700
C4		60,000円未満	9,900	9,700
C5		71,500円未満	11,600	11,400
C6		83,000円未満	14,200	13,900
C7		97,000円未満	19,000	18,600
C8		115,000円未満	24,700	24,200
C9		133,000円未満	30,900	30,300
C10		151,000円未満	37,000	36,300
C11		169,000円未満	42,700	41,900
C12		189,000円未満	44,500	43,700
C13		209,000円未満	48,400	47,500
C14		239,000円未満	49,900	49,000
C15		269,000円未満	50,900	50,000
C16		301,000円未満	52,000	51,100
C17		349,000円未満	53,000	52,000
C18		397,000円未満	54,000	53,000
C19		397,000円以上	54,500	53,500

※1号認定児及び2号認定児(3歳児クラス以上)の保育料については、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化を実施しています。ただし、保育料以外に掛かる費用については、従来通り保護者負担となります。また、従来は保育料に含まれていた副食費が、家庭で保育をする場合でも掛かる費用という観点から無償化の対象外となり、保護者負担となります。ただし、世帯収入や兄弟姉妹の状況により副食費も無償化の対象となる場合があります。(P.21 参照)

# 保育料の確認方法

※あくまで目安であり、控除等の内容によってはこのとおりでない場合があります。

## ①市町村民税課税資料により所得割額を算定します(父母の合算及び家計の主宰者のもの)

### (1)会社員・公務員など勤務先で市民税全額を給与から差し引かれている方

毎年6月頃、「〇〇年度市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」が勤務先から配布されます。これに記載されている「市民税 税額控除前所得割額④」から「調整控除額」(※)を引いた金額で算定します。

※この通知書では、調整控除額は「市民税 税額控除額⑤」に含まれており、他の税額控除(配当控除、外国税額控除、住宅借入金特別控除、寄附金控除等)がある場合には調整控除額のみを確認することができません。調整控除額を確認したい場合は、通知書裏面に記載されている税額控除(調整控除)の計算式を参照してください。

### (2)自営業など個人で市民税を納めている方

毎年6月頃、個人で納税されている方に「〇〇年度市民税県民税税額決定(納税)通知書」が入間市役所市民税課より送付されます。これに記載されている(A)各所得割合合計額(総所得+山林等+分離課税+株式等の譲渡+上場株式等の配当+先物取引)から(B)調整控除額及び所得割調整額を引いた金額で算定します。

②保育料表(P.23)で子どもの認定区分(保育標準時間/保育短時間)を確認し、手順①で算定した所得割額を当てはめてください。

公 立 保 育 所
-----------

R5.10.1 現在

No	施設名	定員	対象年齢	(延長を含む) 開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育時間
	所在地	電話番号		平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)
1	豊岡保育所	150	1歳児～	7:30～18:30 (7:30～14:00)	7:30～18:30 (7:30～14:00)	8:30～16:30 (7:30～14:00)	なし
	扇町屋 1-7-17	04-2962-4493					
2	金子第一保育所	120	1歳児～				
	南峯 75	04-2936-0237					
3	金子第二保育所	84	1歳児～				
	花ノ木 142	04-2936-1655					
4	藤沢保育所	120	57日～				
	東藤沢 8-12-27	04-2962-4044					
5	藤沢第二保育所	120	57日～				
	下藤沢 3-36-1	04-2962-3680					
6	宮寺保育所	120	1歳児～				
	宮寺 595-1	04-2934-2058					
7	二本木保育所	60	1歳児～				
	二本木 231-1	04-2934-1701					
8	東金子保育所	90	57日～				
	新久 487-2	04-2962-7881					
9	高倉保育所	90	1歳児～				
	高倉 5-1-11	04-2962-6160					
10	西武中央保育所	90	1歳児～				
	野田 519	04-2932-2905					

※黒須保育所は令和6年4月1日より、民設民営施設として運営されます。定員・開所時間等変更となる場合がございますので、最新情報につきましては、市ホームページ等でご確認ください。

# 私 立 保 育 園

No	施設名	定員	対象年齢	(延長を含む) 開所時間	保育標準時間	保育短時間	延長保育時間
	所在地	電話番号		平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)
11	豊岡保育園	120	7 か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	宮前町 2-2	04-2962-3448		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)
12	あけぼの保育園	120	43 日～	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00
	東町 1-8-5	04-2962-2428		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)
13	いるま保育園	120	3 か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	東町 4-1-24	04-2962-8253		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)
14	こどものくに保育園	90	43 日～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	下藤沢 1304-1	04-2963-0341		(7:00～19:00)	(7:00～18:00)	(7:00～15:00)	(なし)
15	ゆりかご保育園	120	4 か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	宮寺 3239-2	04-2934-2967		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)
16	しらさぎ保育園	90	43 日～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	春日町 2-12-1	04-2963-1564		(7:00～19:00)	(7:00～18:00)	(8:30～16:30)	(18:00～19:00)
17	ChaCha Children Iruma	120	43 日～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	小谷田 64	04-2964-5559		(7:00～19:00)	(7:00～18:00)	(8:30～16:30)	(18:00～19:00)
18	あけぼの保育園分園	29	1 歳児～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	小谷田 653-1	04-2966-6730		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)
19	わかばの森保育園	20	1～2 歳児	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	なし
	上藤沢 687-2	04-2965-3003		(7:30～14:00)	(7:30～14:00)	(7:30～14:00)	(なし)
20	杏ほいくえん	90	57 日～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	仏子 1113-1	04-2931-2000		(7:00～15:00)	(7:00～15:00)	(8:30～15:00)	(なし)
21	木の実保育園	69	57 日～	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00
	河原町 15-11 103	04-2966-2155		(7:00～18:00)	(7:00～18:00)	(8:30～16:30)	(なし)
22	むさしっこ保育園	68	6 か月～	7:00～20:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～20:00
	下藤沢 1-12-1	04-2965-5872		(7:00～20:00)	(7:00～18:00)	(8:30～16:30)	(18:00～20:00)
23	どろんこ保育園	70	43 日～	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	なし
	上藤沢 547-1	04-2962-5763		(7:30～18:30)	(7:30～18:30)	(8:30～16:30)	(なし)
24	黒須保育所	90	8 か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	宮前町 8-18	04-2962-7301		(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(7:00～14:00)	(なし)

## 地域型保育事業(小規模保育施設 A 型)

No	施設名	定員	対象年齢	(延長を含む)	保育標準時間	保育短時間	延長保育時間
	所在地			電話番号			
				平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)
25	すくすく保育園	19	43日～	7:00～18:30	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～18:30
	東町 5-6-5	04-2962-4351		(休み)	(休み)	(休み)	(なし)
26	おひさま保育園	11	10か月～	8:00～18:00	8:00～18:00	8:30～16:30	なし
	野田 3047-19	04-2933-1325		(休み)	(休み)	(休み)	
27	武蔵藤沢めぐみ保育園	16	3か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	下藤沢 4-1-9	04-2941-2586					
28	みつばち保育園	19	6か月～	7:30～19:30	7:30～18:30	8:30～16:30	18:30～19:30
	扇台 2-3-31-1	04-2901-0328					
29	夢の森ほのぼの ハニー保育園	19	6か月～	7:30～18:30	7:30～18:30	8:30～16:30	なし
	新光 233-1	04-2936-9016					
30	スクルドエンジェル 保育園久保稲荷園	19	57日～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	久保稲荷 3-1-8	04-2936-9896					
31	むさし保育園	19	6か月～	7:00～19:00	7:00～18:00	8:30～16:30	18:00～19:00
	東町 6-1-13-1	04-2902-6926					

## 認定こども園(幼保連携型)

No	施設名	定員	対象年齢	(延長を含む)	保育標準時間	保育短時間	延長保育時間
	所在地			電話番号			
				平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)	平日(土曜)
32	おおぎこども園	135	4か月～	7:00～19:00 (7:00～14:00)	7:00～18:00 (7:00～14:00)	8:30～16:30 (7:00～14:00)	18:00～19:00 (なし)
	扇台 4-5-19	04-2963-7707					
33	おおぎ第二 こども園	75	57日～	7:00～19:00 (7:00～14:00)	7:00～18:00 (7:00～14:00)	8:30～16:30 (7:00～14:00)	18:00～19:00 (なし)
	豊岡 1-8-24	04-2963-0007					
				教育標準時間	8:30～13:00(一時預かり有)		

## ◎公立保育所の統廃合計画について

老朽化の進行が懸念される公立保育所について、保育園の統廃合や完全民営化について計画しております。

下記の計画は、入間市公共施設マネジメント事業計画に掲載されている内容です。計画では、民間保育園の配置を考慮し、旧行政区の6地区に公立保育所が1施設ずつの配置を基本として整備することとされています。

公立保育所の統廃合について、移行時期や建設場所等の詳細な内容につきましては、令和5年10月現在、未定となっております。

公立保育所に入園を希望する場合は、ご承知おきいただいた上で、ご希望ください。

地区名	対象施設	第1期 (2019~2028年)	第2期 (2029~2038年)	第3期 (2039~2048年)
豊岡	豊岡保育所 高倉保育所		統合・移転新設	
	黒須保育所	民間活力の 活用を検討		
東金子	東金子保育所		移転新設	
金子	金子第一保育所 金子第二保育所	統合・移転		
宮寺 二本木	宮寺保育所 二本木保育所	統合・移転新設		
藤沢	藤沢第二保育所		改修工事	
	藤沢保育所		改修工事	
西武	西武中央保育所	改修工事 (2023年度)		建替え

# 子育て世帯の皆さまへのお知らせ

## ★★一時預かり事業★★

保護者が仕事や病気等の理由で、週1日から週3日程度の保育が必要な場合、または出産・介護・冠婚葬祭・その他家庭保育が一時的に困難となった場合に保育所等で保育をします。

※利用についての問い合わせは、各施設までお願いいたします。

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間	備考
藤沢保育所	東藤沢 8-12-27	1歳～	04-2962-4044	平日 8:30～16:30	公立
藤沢第二保育所	下藤沢 3-36-1	1歳～	04-2962-3680	平日 8:30～16:30	公立
いるま保育園	東町 4-1-24	8か月～	04-2962-8253	平日 8:30～16:30	民間
おおぎ第二こども園	豊岡 1-8-24	3か月～	04-2963-0007	平日 8:30～16:30	民間
武蔵藤沢めぐみ保育園	下藤沢 4-1-9	3か月～	04-2941-2586	平日 9:00～17:00	民間
みつばち保育園	扇台 2-3-31-1	1歳～	04-2901-0328	平日 7:30～18:30 休日 8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。夏期・ 年末年始に休みあり。	民間
すくすく保育園	東町 5-6-5	1歳～	04-2962-4351	平日 7:00～18:30	民間
夢の森ほのぼの ハニー保育園	新光 233-1	1歳～	04-2936-9016	平日 8:30～16:30	民間
子育て家庭支援 センターあいくる	豊岡 1-8-39	6か月～ 3歳児	04-2966-2848	平日、第4土曜日 9:00～15:00 ※時間応相談	民間

※ChaCha Children Iruma、どろんこ保育園は令和5年10月現在一時預かり事業を休止中です。

## ★★休日保育★★

保護者が休日も仕事等のため、お子様を家庭で保育ができないときに休日保育を実施しています。

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間
みつばち保育園	扇台 2-3-31-1	1歳～	04-2901-0328	8:00～19:00 ただし、第5日曜日を除く。 夏期・年末年始に休みあり。

※利用についての問い合わせは施設までお願いいたします。

## ★★病後児保育★★

病気の回復期にあり集団保育が困難で、保護者が勤務などのやむを得ない理由で、家庭で保育ができない期間、一時的に保育を行います。なお、利用には事前登録が必要です。

施設名	所在地	対象年齢	電話番号	保育時間
武蔵藤沢めぐみ保育園	下藤沢 4-1-9	1歳から	04-2941-2583	平日8:00~17:00

※利用についての問い合わせは、施設へお願いいたします。

## ★★ファミリー・サポート・センター事業★★

「子育てのお手伝いが必要な方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員登録し、お互いの理解と協力のもと、有料で地域の中で一時預かりや保育所(園)の送迎等、子育ての助け合い活動を行っています。

問い合わせ:いるまファミリー・サポート・センター ☎04-2964-2666

## ★★子育て緊急サポート事業★★

保育所から急な呼び出しがあったとき、熱を出したお子様を預けたいとき、急なお仕事で帰りが遅くなる時などのお子様の預かりを、利用会員・サポート会員同士の相互の助け合いで行う事業です。NPO 法人病児保育を作る会に委託しています。

問い合わせ:緊急サポートセンター埼玉 ☎048-297-2903

## 利用者支援事業を行っています！

利用者支援専門員が子育てに関するさまざまな相談に応じています。

子どもを預けたいけどどうしたらいいの？ 保育所と幼稚園の違いってナニ？ 保活って何から始めればいいのか？ 保育所や一時預かりについての心配ごと、悩みごとの解決に向けて、子育てサービスや必要な支援を利用できるようにサポートします。

電話での相談もできますので気軽にご相談ください。一緒に考えていきましょう！

問い合わせ:入間市役所こども支援課内 子育て世代包括支援センター(いるティーきつずとよおか)  
☎04-2964-1111(内 2359)

子育て家庭支援センターあいくる内「ここペリ・あいくる」  
☎080-2089-8296(相談専用)

あけぼの保育園子育て支援センターあけぼの内「ひなたぼっこ」  
☎070-4074-2706(相談専用)

おおぎ第二こども園子育て支援センターあおいとり内「Cradle(クレイドル)」  
☎080-4068-8966(相談専用)

子育て支援センターあん内「ここペリ・あん」  
☎090-5409-3538(相談専用)



## 保育年齢早見表(R6 年度入所用)

保育施設等のクラス年齢は 4 月 1 日時点の年齢で決まります。

0歳児の受入れを行っている施設では、希望月の 1 日時点で実施月齢に達するお子様のみ保育が可能です。

希望の保育施設等の対象年齢を確認しながら申込みをしてください。

クラス	生 年 月 日	
0 歳児	R5.4.2 (2023 年)	~ R6 年度生 (2024 年度)
	保育実施月齢が園によって異なります。確認してください	
1 歳児	R4.4.2 (2022 年)	~ R5.4.1 (2023 年)
2 歳児	R3.4.2 (2021 年)	~ R4.4.1 (2022 年)
3 歳児	R2.4.2 (2020 年)	~ R3.4.1 (2021 年)
4 歳児	H31.4.2 (2019 年)	~ R2.4.1 (2020 年)
5 歳児	H30.4.2 (2018 年)	~ H31.4.1 (2019 年)